

名古屋市地域防災計画

— 原子力災害対策計画編 —

＜令和 7 年 6 月 修正案＞

名古屋市防災会議

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 災害応急対策計画				
		第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1～第11（略） 第12 水道水・飲料水・食品等の摂取制限等 1 水道水の摂取制限等 市は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は浄水処理の強化によっても超えるおそれがあると認められるときは、飲用としての水道水の汲み置きや摂取制限を広報する。指標等を超えても生活用水としての水道水の利用が可能な場合は、供給を継続しつつ、飲用に限って制限を行う。 2 飲料水・食品等の摂取制限等 市は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水、食品等の摂取制限等の必要な措置を行う。	第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1～第11（略） 第12 水道水・飲料水・食品等の摂取制限等 1 水道水の摂取制限等 市は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は浄水処理の強化によっても超えるおそれがあると認められるときは、飲用としての水道水の汲み置きや摂取制限を広報する。指標等を超えても生活用水としての水道水の利用が可能な場合は、供給を継続しつつ、飲用に限って制限を行う。 2 飲料水・食品等の摂取制限等 市は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水、食品等の摂取制限等の必要な措置を行う。	愛知県地域防災計画の修正に伴う修正